

「地域改善対策啓発指針」の徹底を 再度求める申し入れ

「地域改善対策啓発推進指針」は「解同」の進行、利権あざらとこれに癒着した一部自治体を批判し、強く是正を求めた積極的なものである。わが議員団は既に九月府議会で、これを正しく受け止めない本府の同和行政の問題点を指摘し、抜本的に改めるよう求めた。その第一は、解放新聞が掲載した本府の見解が「啓発推進指針」を否定していること。しかも、市町村にも「指針」を徹底していない問題である。

もとの、府教育委員会も「啓発推進指針」を否定している問題である。第二は、「部落解放基本法」制定要求運動に今なお本府が参加し、荒養知事がその京都府実行委員会名誉会長を務めている問題である。

しかし、わが議員団の指摘にかかわらず、本府および府教育委員会が「指針」の積極性を認めず、「解同」に迎合・癒着した姿勢を改めていないことは極めて遺憾である。これはは破綻のみの「解同」路線を継続し、差別解消に逆

行するものである。

八木町では生徒の発言をめぐりて、学校内に教育的に正しく指導されたいにもかかわらず、町教育委員会の主催する会合に「解同」が出席して八木中学校の教育を点検、さらに全教員を参加させ、それぞれ詰問し、深夜にわたる事実上の「確認会」がおこなわれている。教育長は「差別かどうかは運動団体が決めるもの」と言明している。

こうしたことが八木町でおこるのは、八木町教育委員会が「指針」を正しく指導していないからである。

この事態に対しても文部省の同和教育担当者は、学校内で起きた差別事象は学校が自主的に教育的解決を図ることが原則である。深夜にわたる集会が行われたり、教育委員会関係者などが差別の有無の判断は運動団体が行うといふような発言をしたのはもってのほかであり、教育委員会に対し必要な指導を行うと表明している。

わが議員団は府教育委員会の同和教育

の基本姿勢に關し、あらためて次の通り申し入れるものである。

記

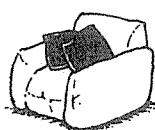
一、「解同」に迎合・癒着した「地域改善対策啓発推進指針」否定の態度を直ちに改めること。

二、府立学校および府下市町村教育委員会に「指針」の主旨を徹底する」と。

以上

一九八七年十一月二十一日
京都府教育委員会

委員長 谷口 良三 殿
日本共産党・革新共同
京都府議会議員団



九月府議会 関矢議員の 同和行政に關する質問

回の事象はすでに学校内で教育的に解決されようとしていたにもかかわらず、教育現場に不当な介入を許した校長、教育委員会の誤った姿勢から重大な問題が生じてきたものあります。

「啓発指針」不徹底は「解同」言いなり

「啓発指針」では、いわゆる子供の差別

と同時に、その言葉の持つ意味や人権擁護について指導し、直後に学年会での論議や家庭訪問を行うなどの教職員

の主体的取り組みがすすめられました。

ところが八木町教育委員会は、部落解放同盟の出席する「報告会」を二度

にわたって行い、教育長が学校の職員

会議にまでのりこみ、さらに九月七日には、地区的育友会総会で部落解放同盟の役員が教職員一人ひとりに詰問し、

公文書を京都府が市町村に送付してお

りません。何故おろさないのか。この

総務庁の「啓発指針」の内容についてどう考えるのか知事の見解を明らかに

して頂きたいのであります。

こういうあいまいな本府の姿勢は、

八木中での事態の引き金になってしまったという異常事態が起きています。今